

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

### 告 示

ページ

- 保育士登録業務に係る手数料の収納事務の委託 (子育て支援課) 一
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (障害福祉課) 一
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 ( ) 一
- 沿岸漁業改善資金に係る償還金の収納事務の委託 (農林水産経営支援課) 二
- 林業・木材産業改善資金に係る償還金の徴収事務の委託 ( ) 二
- 農業改良資金に係る償還金の収納事務の委託 ( ) 二
- 農業改良資金に係る償還金の収納事務の委託 ( ) 二
- 農地中間管理機構の指定 (農業振興課) 二
- 県営土地改良事業計画の縦覧 (農村振興課) 三
- 土地改良事業計画の認可 (大河原地方振興事務所) 三
- 開発行為に関する工事の完了(三件) (建築宅地課) 三
- 仙台港国際ビジネスサポートセンターの使用に係る使用料の徴収事務の委託 ( ) 四

## 告 示

○宮城県告示第三百三十六号  
地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、保育士登録業務に係る手数料の収納事務を平成二十六年三月三十一日次のとおり委託した。  
平成二十六年四月八日

### 一 委託の相手方

東京都渋谷区神宮前五丁目五十三番一号  
社会福祉法人日本保育協会

### 二 委託期間

平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで

### ○宮城県告示第三百三十七号

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第二十一条の五の二十四の規定により告示する。  
平成二十六年四月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害児通所支援の種類	設置者名	指定年月日
○四五三六〇〇二五	多機能型事業所にはクラフ本吉郡南三陸町歌津字伊里前百三十七	児童発達支援 放課後等デイサービス	一般社団法人虹の橋	平成二十六年四月一日

### ○宮城県告示第三百三十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。  
平成二十六年四月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
○四一〇二二〇一三三	愛さんさん石巻市駅前北通り一丁目五	就労継続支援A型	株式会社ソーシヤルプロジェクト	平成二十六年四月一日
○四一〇八〇〇一六三	訪問介護ステーション暖かい角田市横倉字卯ノ崎九十四	居宅介護 重度訪問介護	有限会社ミツイ設計	平成二十六年三月一日
○四一二二〇〇〇四〇	多機能型事業所旭園柴田郡柴田町大字本船迫字沢田三十九番	生活介護 就労継続支援B型	社会福祉法人福寿会	平成二十六年四月一日

〇四二二六〇〇一五七	地 こうそう 宮城郡利府町しらか し台六丁目一番十号	就労継続支援B 型	特定非営利活 動法人幸創	平成二十六年 四月一日
〇四二二七〇〇二七〇	大郷町社会福祉協議 会ライフサポートお おさと 黒川郡大郷町柏川字 東長崎三十一番地の 七	居宅介護 重度訪問介護	社会福祉法人 大郷町社会福 祉協議会	平成二十六年 四月一日
〇四二二四〇〇二三四	浜吉田僕の家私の家 亘理郡亘理町吉田字 流百四十六百七十 四	共同生活援助	特定非営利活 動法人幸創	平成二十六年 四月一日
〇四二二七〇〇三〇二	わ・は・わ大郷 黒川郡大郷町柏川字 田中三一	共同生活援助	社会福祉法人 みんなの輪	平成二十六年 四月一日

○宮城県告示第三百三十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、沿岸漁業改善資金に係る償還金の収納事務を平成二十六年三月三十一日次のとおり委託した。

平成二十六年四月八日

一 委託の相手方

石巻市開成一番二十七

宮城県漁業協同組合

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 委託期間

平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百四十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、林業・木材産業改善資金に係る償還金の徴収事務を平成二十六年三月三十一日次のとおり委託した。

平成二十六年四月八日

一 委託の相手方

角田市梶賀字高畑北百五十三番地

柴田郡川崎町大字前川字北原二十一番地の一

伊具郡丸森町字田町南一番地の一

仙南中央森林組合

川崎町森林組合

丸森町森林組合

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 委託期間

平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百四十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、農業改良資金に係る償還金の収納事務を平成二十六年三月三十一日次のとおり委託した。

平成二十六年四月八日

一 委託の相手方

柴田郡柴田町西船迫一丁目十番地の三

栗原市志波姫堀口見渡二番地一

登米市迫町佐沼字中江三丁目九番地の一

石巻市中里五丁目一番十二号

宮城県知事 村 井 嘉 浩

みやぎ仙南農業協同組合

栗っこ農業協同組合

みやぎ登米農業協同組合

いしのまき農業協同組合

二 委託期間

平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百四十二号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第四条の規定により、次のとおり農地中間管理機構を指定した。

平成二十六年四月八日

白石市福岡長袋字岩崎八十一番地の六 白石蔵王森林組合

黒川郡大和町落合松坂字直南沢三十九番地の二十三 黒川森林組合

仙台市泉区市名坂字万吉前十九番地の一 宮城中央森林組合

大崎市岩出山下野目字長田百二十九番地の一 大崎森林組合

栗原市栗駒桜田街道西十一番地の九十六 栗駒高原森林組合

登米市登米町大字日根牛小池百番地 登米町森林組合

登米市津山町柳津字小麻七十八番地 津山町森林組合

本吉郡本吉町坊の倉八番地の一 本吉町森林組合

気仙沼市赤岩牧沢四十四番地 気仙沼市森林組合

本吉郡南三陸町志津川字天王山百三十八番地三 南三陸森林組合

石巻市大瓜字棚橋下待井六十五番地の一 石巻地区森林組合

仙台市青葉区上杉二丁目四番四十六号 宮城県森林組合連合会

仙台市青葉区東照宮一丁目八番八号 宮城県木材協同組合

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定した団体の名称及び住所  
公益社団法人みやぎ農業振興公社

仙台市青葉区堤通雨宮町四番十七号

二 農地中間管理事業の開始の日

平成二十六年四月一日

○宮城県告示第三百四十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営柴田地区土地改良事業（水利施設整備事業（基幹水利施設保全型））計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、同条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同条第十項の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十六年四月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十六年四月八日から平成二十六年五月九日まで

三 縦覧場所

柴田町役場

○宮城県告示第三百四十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第二項の規定により、角田隈東土地改良区が行う土地改良事業（維持管理事業）計画を平成二十六年三月三十一日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十六年四月八日

宮城県大河原地方振興事務所

公 告

所長 高 橋 総一郎

○東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第五十条第二項の規定により都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可があったものとみなされた次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。  
平成二十六年四月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

亶理郡亶理町吉田字舟入北七十四番二、七十四番三、七十五番一及び七十五番三並びに七十二番一、七十三番一、七十三番二、七十四番一、七十五番四、八十八番及び八十九番の各一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

亶理町

○東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第五十条第二項の規定により都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可があったものとみなされた次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。  
平成二十六年四月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

宮城県七ヶ浜町松ヶ浜字西原八十九番二、八十九番三、九十二番、九十三番、九十四番、九十五番、九十六番、九十七番、九十八番、九十九番、百番、百一番、百七番、百八番一、百十二番、百二十五番及び百三十三番並びに同町湊浜字熊野百十九番一、百十九番二、百二十番、百二十二番、百二十三番、百二十四番、百二十五番、百二十六番、百二十七番、百二十八番及び百三十四番の全部並びに同町松ヶ浜字西原百二番、百十一番、百二十六番、百二十七番、百二十八番、百三十番、百三十一番及び百三十二番並びに同町湊浜字熊野三十八番一及び四十七番一の各一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称) —

七ヶ浜町

平成二十六年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

○東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第二百二十二号)第五十条第二項の規定により都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可があつたものとみなされた次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。  
平成二十六年四月八日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県七ヶ浜町菖蒲田浜字林合十番一、十番三、十一番一、十二番、十七番一、二十九番、三十二番、三十七番、三十九番、四十番、四十二番、四十三番一、四十三番二、四十三番三、四十三番四、四十三番五、五十二番一、五十二番二、五十三番一、五十三番二、五十四番二、五十五番二、五十六番二、五十七番、五十八番、五十九番一、五十九番二、六十六番、六十七番、六十八番、六十九番、七十番及び七十一番並びに同字向山十七番の全部、同字久保百三十一番の一部並びに同字林合十番三、同字向山十七番及び同字久保百三十一番一地先の道の各一部

七ヶ浜町

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

### 企業局

○宮城県企業局告示第一号

地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第三十三条の二の規定により、仙台港国際ビジネスサポートセンターの使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成二十六年四月八日

宮城県公営企業管理者 橋 本 潔

一 委託した相手の所在地及び名称

仙台市青葉区一番町四丁目六番一号

同和興業株式会社

二 委託期間